

民有地の植樹資金を助成します

東大阪市では、良好な都市環境とうるおいのある良好な景観の形成を推進することを目的として、市内の民有地の植樹資金を助成しています。

助成の対象と助成額

対象	植樹に要する費用	植樹を行う範囲	植樹の規模等	助成金額
事業所・長屋・共同住宅	100,000円以上	道路との境界線から3メートル以内	道路と樹木の間に遮蔽物がある場合は、樹高が当該遮蔽物の高さの2倍以上であること	植樹に要する費用の1/3であり、上限を500,000円とする。
一戸建ての住宅	10,000円以上	(生垣) 道路に接する部分	道路に接する部分が、3メートル以上、かつ、高さ1メートル以上であって、延長1メートルにつき樹木が3本程度の密度を有するもの。	植樹に要する費用の1/2であり、上限を200,000円とする。
		(生垣以外) 道路との境界線から3メートル以内	高さが2.5メートル以上の樹木を含むもの。この場合において、道路と樹木の間に遮蔽物がある場合は、樹高が当該遮蔽物の高さの2倍以上であること。	

※ 既存の樹木の撤去費は、助成の対象外となります。

※ 助成を受けた植栽は、5年間現状を変更できません。

生垣の効果

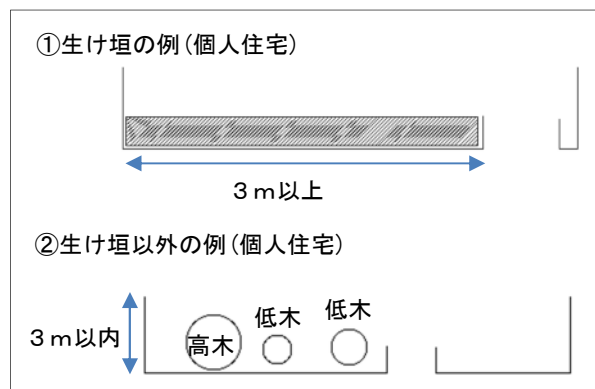
◆ **目隠し** 人の目線は自然と植物に向くので、通行人や車からの視線を程よくさえぎってくれます。

◆ **防音・暴風・防火**

生垣の植物には強風から家を守る効果、周囲の音を和らげ吸収してくれる効果があります。また、樹木は多くの水分を含んでいるので、火災の際には延焼をおさえる防火効果があるとも言われています。

◆ **地域の環境保全**

みどりあふれる景観づくりや空気をきれいにする効果、植物の蒸散作用により気温の上昇を抑える効果も期待できます。



申請の流れ

事前相談 ※必ず着工前にご相談下さい

緑化助成申請書の提出【申請者】

- 【必要書類】
- ◎緑化助成金交付申請書（様式第3）
 - ◎見積書（施工業者から申請者あて）
 - ◎写真（植栽工事着手前）
 - ◎位置図

緑化助成金交付決定通知【市】

植栽工事着手 ⇒ 植栽完了

実績報告書の提出【申請者】

- 【必要書類】
- ◎実績報告書（様式第8）
 - ◎植栽図
 - ◎写真（植栽工事完了後）
 - ◎請求書又は領収書の写し（施工業者から申請者あて）

現地検査 ⇒ 緑化助成金交付額確定通知【市】

助成金の交付請求【申請者】

- 【必要書類】
- ◎請求書
 - ◎口座振替依頼書

※申請前に着手された工事については助成対象外となりますので、必ず工事着手前にみどり景観課にご連絡ください。

当制度は、予算の範囲内での執行です。予算上限に達した場合は年度途中で受付を終了します。

申込・問合せ先

東大阪市役所 土木部 みどり景観課
〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1-1
TEL : 06-4309-3227
e-mail : midorikeikan@city.higashiosaka.lg.jp